

平成 27 年 7 月 24 日

大牟田市長 古 賀 道 雄 様

大牟田市まちづくり基本条例策定審議会  
会 長 伊 佐 淳

大牟田市協働のまちづくり推進条例（案）について（答申）（案）

平成 26 年 12 月 5 日付市協第 500 号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

#### 記

当審議会では、大牟田市協働のまちづくり推進条例（案）について、7 回にわたり審議を行なってまいりました。同条例は、大牟田市における市民と行政との協働のまちづくりに関する理念、目的、ルール等を定めたものであり、今後の協働のまちづくりを推進するうえでの原動力となる基本原則です。

当審議会では今回、諮問された大牟田市協働のまちづくり推進条例（案）について、慎重に審議した結果、大牟田市のこれからの市民と行政との協働のまちづくりの推進を図る条例として、概ね妥当であると認めます。

この条例の理念のもと、市政への市民参加が進み、「自助」、「共助」、「公助」による協働のまちづくりが今後一層、推進されることを期待します。

なお、条例案の答申に当たり、以下の意見を付しますので、これらの意見を尊重いただき、今後の市民と行政との協働のまちづくりの推進を図られることを要望します。

#### 1 地域コミュニティの活性化について

前文にもあるように、大牟田市においては市民の地域への関心の希薄化による地域コミュニティの衰退が、今後のまちづくりを進めるうえでの大きな課題となっています。地域コミュニティの衰退に歯止めをかけ地域の活性化を図るためには、大牟田市の将来を担う子どもたちや若者をはじめ、全ての市民に地域に対する愛着と誇りを持ってもらい、地域コミュニティの再生を図っていく

必要があります。

大牟田市では、先日、三池炭鉱関連施設を含む「明治日本の産業革命遺産」がユネスコの世界文化遺産へ登録されたところでありますが、こうした魅力ある地域資源は全ての市民がその普遍的な価値を共有できる誇るべき貴重な財産です。

子どもたちや若者にこうした貴重な地域資源のあるふる里に生まれたという誇りを持ってもらうとともに、全ての市民に自分たちが住む地域に愛着と関心を持ってもらうことによって、地域コミュニティの再生と活性化につながるよう、市はこの条例を活用した具体的な取組みを進めていくことを提言します。

## 2 条例の運用状況の進捗管理について

市民と行政との協働のまちづくりを推進し、より実効性あるものとするためには、条例を制定するだけでなく、制定された条例を今後いかに運用し活用していくかが課題であると考えます。

このため、市は条例の運用及び活用に当たって、市民参加のもと進捗管理を行い、市民意見を踏まえたうえで、協働のまちづくりの推進に向けた具体的な取組みを進めることを提言します。